

令和7年度 小田原市 保育所等利用の手引き

【令和7年度申込受付期間】※市外からの申込み・市外保育所等への申込みの場合はP.14をご覧ください。

募集内容	申込受付期間（※土・日・祝日休日は除く。）	受付方法																											
【1次募集】 令和7年4月利用分	令和6年10月15日（火）～11月1日（金） ※郵送の場合、11月1日（金）必着 ※ただし、申込みに係る不足書類のみ11月8日（金）まで受付	【受付方法】 窓口または 郵送 【受付場所】 小田原市役所 本庁舎5階 保育課 【受付時間】 8時30分～ 17時																											
【2次募集】 令和7年4月利用分	令和6年11月5日（火）～令和7年1月17日（金） ※郵送の場合、1月17日（金）必着 ※ただし、申込みに係る不足書類のみ1月24日（金）まで受付																												
【3次募集】 令和7年4月利用分	※2次選考で受入不可だった方のうち、希望者のみを選考します。 3次募集のみの申請はできません。																												
令和7年5月～ 令和8年3月 利用分	利用を希望する月の前月10日まで（郵送の場合、10日必着） （10日が休みの場合は前開庁日） <table><tr><th>入所希望月</th><th>締切り</th><th>入所希望月</th><th>締切り</th></tr><tr><td>令和7年5月分</td><td>令和7年4月10日</td><td>令和7年11月分</td><td>令和7年10月10日</td></tr><tr><td>令和7年6月分</td><td>令和7年5月9日</td><td>令和7年12月分</td><td>令和7年11月10日</td></tr><tr><td>令和7年7月分</td><td>令和7年6月10日</td><td>令和8年1月分</td><td>令和7年12月10日</td></tr><tr><td>令和7年8月分</td><td>令和7年7月10日</td><td>令和8年2月分</td><td>令和8年1月9日</td></tr><tr><td>令和7年9月分</td><td>令和7年8月8日</td><td>令和8年3月分</td><td>令和8年2月10日</td></tr><tr><td>令和7年10月分</td><td>令和7年9月10日</td><td></td><td></td></tr></table>		入所希望月	締切り	入所希望月	締切り	令和7年5月分	令和7年4月10日	令和7年11月分	令和7年10月10日	令和7年6月分	令和7年5月9日	令和7年12月分	令和7年11月10日	令和7年7月分	令和7年6月10日	令和8年1月分	令和7年12月10日	令和7年8月分	令和7年7月10日	令和8年2月分	令和8年1月9日	令和7年9月分	令和7年8月8日	令和8年3月分	令和8年2月10日	令和7年10月分	令和7年9月10日	
入所希望月	締切り	入所希望月	締切り																										
令和7年5月分	令和7年4月10日	令和7年11月分	令和7年10月10日																										
令和7年6月分	令和7年5月9日	令和7年12月分	令和7年11月10日																										
令和7年7月分	令和7年6月10日	令和8年1月分	令和7年12月10日																										
令和7年8月分	令和7年7月10日	令和8年2月分	令和8年1月9日																										
令和7年9月分	令和7年8月8日	令和8年3月分	令和8年2月10日																										
令和7年10月分	令和7年9月10日																												

もくじ

※保育所利用申込・保育所利用にかかる誓約書・・・	P.2	6. 市外からの申込み・市外の保育所等への申込みについて・・・	P.14
1. 保育所等を利用するにあたって・・・	P.3	7. 申込み後の変更事項について・・・	P.15
①申込みについて・・・	P.3	8. よくある質問について・・・	P.16
②申込みの流れについて・・・	P.3	9. 保育所等の入所後について・・・	P.17
③見学について・・・	P.4	10. その他の保育サービスについて・・・	P.18
④入所可能年齢について・・・	P.4	11. 幼児教育・保育の無償化について・・・	P.19～20
⑤「保育の必要性」及び「保育時間」の認定について・・・	P.5	12. 利用者負担額（保育料）について・・・	P.21～23
2. 申込受付について・・・	P.6	※『令和7年度3号認定月額利用者負担』	P.24～25
①申込みにあたっての注意事項・・・	P.6	※『小田原市内保育所等一覧表』	P.26～27
②転園の申込みについて・・・	P.7	13. 保育コンシェルジュ相談・・・	P.28
3. 必要な提出書類について・・・	P.8～11	14. 問い合わせ先（郵送先）・・・	P.28
4. 入所申込書チェックリスト・・・	P.12		
5. 申込み後の選考と結果について・・・	P.13		

※この手引きは、申込みだけではなく入所後も必要になるため、大切に保管してください※

保育所利用申込・保育所利用にかかる誓約書

必ず以下を確認いただき、すべて同意いただけた場合は、申込書 P2 にご署名をお願いします。

	No	同 意 事 項
共通事項	1	申込前に保育所等利用の手引きを読み、内容について理解しました。
	2	申込後・入所後に家庭状況や保育の必要性に変更があった場合、速やかに保育課へ届け出ます。
	3	提出書類の内容が虚偽と分かった場合は、入所内定・決定の取り消し及び退所になることに同意します。
	4	保育所等の利用開始は毎月 1 日付であることに同意します。
	5	本申込書は令和 7 年度のみ有効であり、年度ごとの申込みが必要であることに同意します。
	6	申込内容を利用希望の施設に情報提供することに同意します。
	7	必要に応じて世帯状況や就労状況および課税状況などを調査することに同意します。
	8	希望する保育所等について、すでに見学済み、または選考前に見学に行きます。
	9	選考の結果、内定した施設を辞退すると、それ以降の選考指数が減点されることに同意します。
	10	内定した場合、辞退をしても入所不承諾通知書が発行されないことに同意します。
	11	入所不承諾通知書を紛失した場合、再発行できないことに同意します。
	12	入所後の再調査時に保育の要件が確認できない場合は、退所となる可能性があることに同意します。
	13	保育所等入所後、1 か月に一度も登園できない場合、退所になることに同意します。
郵送	14	郵送申請の場合、各申込期日必着にて提出します。なお、保育課到着が期日を過ぎた場合は、次回の申込みとなることに同意します。
	15	郵送申請の場合、配達記録が残る方法で発送し、郵送事故については市が責任を負いかねることに同意します。
育児休業中の申請	16	入所不承諾および保留希望での申込みはしません。
	17	育児休業中の申込みにて保育所等の利用が決定した場合、入所月の翌月 14 日（休日の場合は前営業日）までに復帰します。また、復帰後は 2 週間以内に復職証明書を提出し、未提出の場合は翌々月末で退所となることに同意します。
	18	育児休業中の加点がある方が入所日までに就労先を退職する場合、保育所等の入所は取り消しとなることに同意します。
	19	育児休業取得中の加点は、申請時に育児休業を取得中の方にのみ適用され、復帰後の申請や、取り下げ後の再申請時には適用されないことに同意します。
保育料	20	保育料は定められた期日までに支払います。
	21	保育料について、父母が一定の収入に達していなければ、同居の祖父母の税額も算入することに同意します。
	22	住民税が未申告の場合、最高額の保育料になることに同意します。
	23	その年の 1 月 1 日に小田原市外に住民票があり、個人番号（マイナンバー）や課税証明書等が未提出の場合、最高額の保育料になることに同意します。
	24	その月の通所日数にかかわらず、原則として 1 か月の保育料を支払います。
	25	保育料の算定方法等については、事前に確認済みです。
転園	26	転園申請については、保育の実施を受けていない新規の申込みの方を優先することに同意します。
	27	現在保育所等を利用している方が転園を希望する場合、今の施設を退所して申込みをする新規申請と、今の施設に通いながら申込みをする転園申請があることを承知し、それぞれの指数や申請方法についても承知しています。
	28	転園が内定した場合、内定を辞退した場合でも、現在利用している施設は退所となることに同意します。
小規模	29	卒園後の連携園（幼稚園含む）を確認し、見学に行きます。
	30	希望の連携園に入所ができない場合は、新規の申込みが必要であることを承知しています。
	31	複数の連携園が設定されている場合、11 月以降に 2 歳児クラスに入所しても、連携園が保証されないことに同意します。
4 月申請	32	令和 7 年 4 月利用が内定した令和 6 年度中の申込みをしている方は、2 月および 3 月の利用選考については、原則 4 月利用が内定した施設のみで選考であり、他の施設を希望する場合は希望園変更届の提出が必要であることに同意します。
	33	現在の要件と 4 月の要件が異なる場合は、4 月の要件確認書類を提出しています。
	34	出産予定日の前後 8 週の属する月の期間に 4 月が含まれる場合は、出産要件で申込みします。
	35	4 月の 1 次・2 次が不可の場合、3 次申請及び 5 月以降の申込みの意向調査が行われますが、期日までに提出がない場合、申込みは取り下げとなることに同意します。

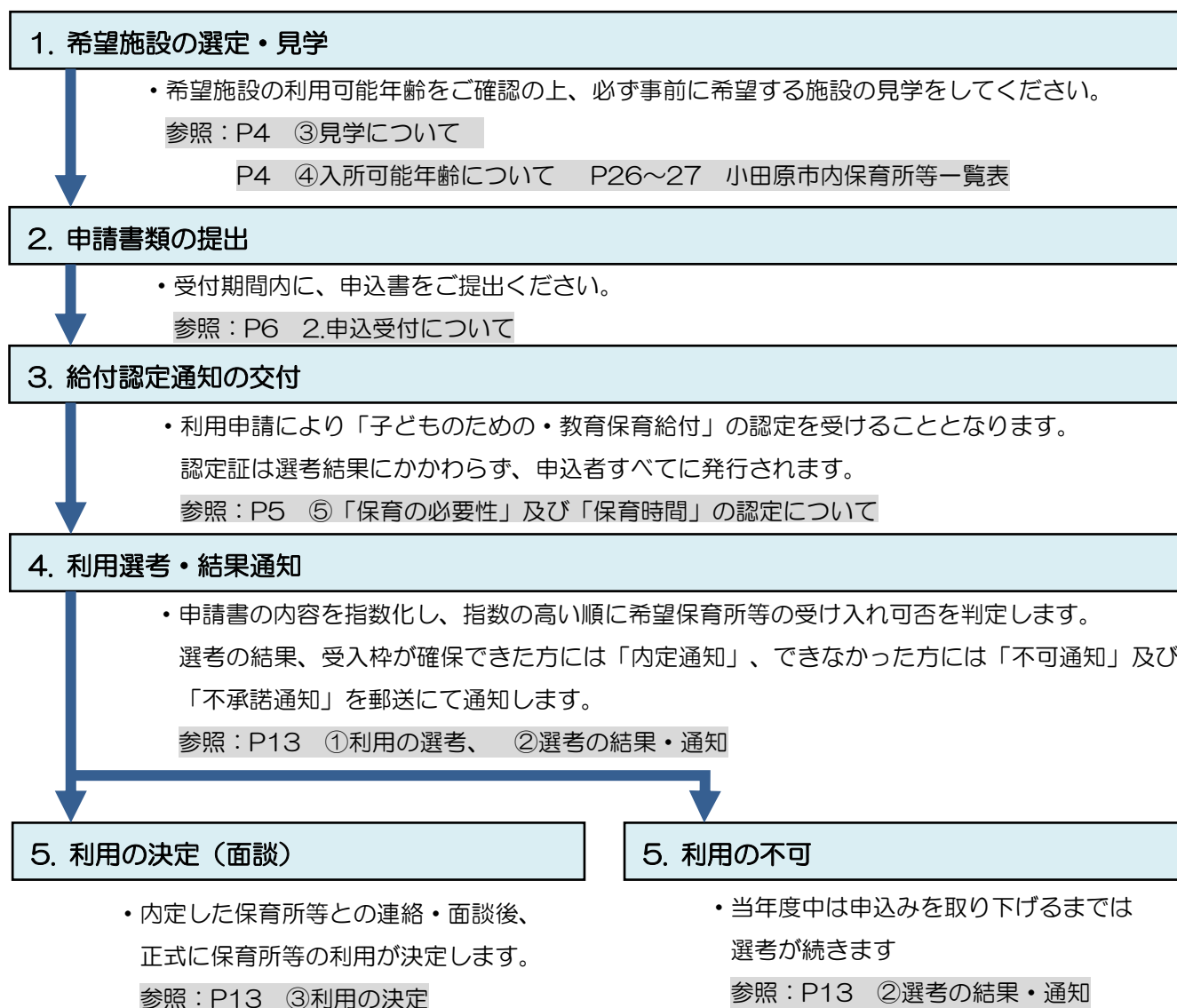
1. 保育所等を利用するにあたって

① 申込みについて

小田原市では、保育所、認定こども園（保育部）、小規模保育事業の3種類の認可保育施設（以下「保育所等」）があり、いずれも保護者が就労などにより家庭でお子様を保育できないときに、保護者に代わって一定時間の保育を行う「お子様のための」施設です。この申込書は、保育所等の利用のための申込書であり、幼稚園や認定こども園（幼稚部）の利用申込みはできません。

保育所等の利用を希望する方は、保育の必要性についての認定を受ける必要がありますが、小田原市では保育所等利用の申込手続きと認定申請を兼ねていますので、事前に認定の手続きは不要です。

② 申込みの流れについて



③ 見学について

各施設では、施設ごとに特色のある保育を行っているため、利用申込みの際は、事前に希望する施設の見学をお願いします。指定日を設けて見学会を行う施設や、人数制限をしている施設など、各施設で対応方法が異なりますので、必ず事前に希望の保育所等に連絡をしてから見学に行ってください。

※ 施設の都合により、ご希望の日時に見学が受けられない場合があります。

【保育所等見学のポイント】

- ✓ 通園可能な保育所等か。
- ✓ 保育の方針やイベント等、施設の設備や雰囲気などお子様に適した環境か。
- ✓ 開設時間をご家庭にあっているか。
- ✓ 教材費や制服代等、別途料金が発生する場合は、どのくらいかかるのか。
- ✓ お子様の体調面（アレルギー等）、園生活で不安に感じる点はないか。
- ✓ ならし保育の期間は、どのくらいか。（お子様の状況や保育所等によって異なります。）

④ 入所可能年齢について

保育年齢は、基本的に産休明け（産後8週間後）となる0歳児から5歳児（小学校就学前）です。

ただし、保育所等によって異なりますので、利用を希望する月に保育可能な年齢であるかどうか必ず確認してからお申込みください。（P.26～27「小田原市内保育所等一覧表」参照。）

また、保育所等によっては、下記のとおり、クラス修了時期や卒園時期が異なります。

《保育所》

- 「小田原乳児園」は1歳児クラス修了までの利用です。
2歳児クラス以降は、改めて申込（新規申込み）が必要です。
- 「分園」は次の表のクラス修了までの利用となり、修了後はそれぞれの本園を利用できます。
分園クラス終了後、本園を利用する方は、改めての申込みは不要です。
ただし、分園クラス終了後、本園以外の他園の利用を希望する場合は、改めて申込みが必要ですので、ご注意ください。

城前寺保育園そが分園	1～3歳児クラスまで	⇒	城前寺保育園（本園）
西大友保育園分園みらい	0～1歳児クラスまで	⇒	西大友保育園（本園）
南鴨宮あいじ園駅前分園	0～2歳児クラスまで	⇒	南鴨宮あいじ園（本園）

《小規模保育事業》

小規模保育事業については、全施設の利用期間は2歳児クラス修了までです。2歳児クラス修了後は、3歳児クラスから施設ごとに設定された連携施設に引き続き通園できます。（連携先施設一覧はP.26～27「小田原市内保育所等一覧表」参照。）

ただし、連携施設が複数あり、それぞれの受入枠を超える希望がある場合は、改めて入所選考を行い、入所先を決定します。

- ※ 連携先が複数設定されている小規模保育事業に、11月以降2歳児クラスに入所した場合は、連携施設への入所は保障されません。
- ※ 連携施設以外の他園を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

⑤ 「保育の必要性」及び「保育時間」の認定について

(1) 「保育の必要性」について

保育所等の利用にあたり、「子どものための教育・保育給付」の認定を受けることになります。

認定区分は、年齢や利用希望の施設によって次の3つに分かれます。

なお、認定証は選考結果にかかわらず、お申込みいただいた方全員に発行されます。

認定区分	対 象	主な利用施設
1号認定	お子様が満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園（幼稚部）
2号認定	お子様が満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園（保育部）
3号認定	お子様が満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園（保育部） 小規模保育事業等

※「1号認定」を希望する場合は、幼稚園や認定こども園（幼稚部）に直接お申込みください。

※年度途中でお子様が満3歳を迎える場合、3号認定から2号認定に変更となります。認定変更の通知は、市から届きます。

【重要】施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定について

子ども・子育て支援法第20条第6項の規定により、当該申請のあった日から30日以内に認定の申請に対する処分を行わなければならないこととされておりますが、令和7年4月利用1次申込申請にかかる支給認定については、新規利用申込に係る事務処理に時間を要することから、同条第6項ただし書きに基づき、これを延期し、保育所等の利用調整結果とともにお知らせいたしますので、ご承知おきください。

(2) 「保育時間」について

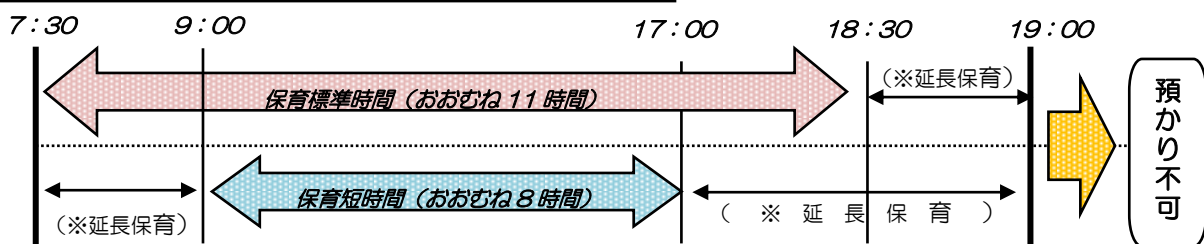
保育所等の開所時間は基本的に11時間で、各保育所等の開所時間の範囲内での利用が可能です。その中で「保育を必要とする事由」から、保育の必要量によって「保育標準時間（おおむね11時間）」と「保育短時間（おおむね8時間）」のいずれかに区分され、保育所等を利用できる時間や利用者負担金（保育料）が決められます。

ただし、通勤時間等により保育短時間の範囲に収まらず、恒常的に延長保育料が発生してしまう場合などは、保護者の方からの認定変更申請により保育標準時間へ変更できる場合があります。

※保育を必要とする事由が「求職活動」の方は必要量の区分は「保育短時間」のみです。

※保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできませんが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することはできません。

保育時間の利用例（開所時間7:30～19:00の場合）



※延長保育については、別途料金がかかります。また、実施状況や料金も保育所等によって異なります。

※保育所等を利用する場合は、好きな時間に登園するのではなく、園が定めた時間までに登園してください。

2.申込受付について

※申込期限については、表紙をご覧ください。

① 申込みにあたっての注意事項

●保育所等の利用について

- ・月単位（毎月1日付け）での利用のため、月の途中からの利用はできません。

●兄弟姉妹申請について

- ・お子様ごとに申込みが必要です。
- ・保育所の受入れの状況によっては、同じ保育所等に入所できない場合もあります。
- ・申込書に兄弟姉妹の利用の優先順位について、「同じ月に同じ施設を希望」「別々の施設でもよい」「年齢が上の子を優先」など、希望を記入する欄がありますのでご検討ください。

●出生前児童の申請について

- ・出生前のお子様の申込みも可能です。
- ・申込書の児童氏名、生年月日、性別を空欄とし、母子健康手帳の写しを添付してください。（出生後は速やかに保育課へご連絡ください。）
- ・健康状態調査票は出生してから2カ月以内にご提出ください。

●郵送での申請について

- ・書留郵便等の配達記録が残る方法のみ受付可能です。
- ・郵送の場合は個人番号（マイナンバー）の提出はできません。
- ・P8～11「3. 必要な提出書類について」をご確認ください。
- ・提出期限には「必着」となりますので、お早めにお申込みください。

●不足書類について

- ・P1「令和7年度申込受付期間」の表中、「申込みに係る不足書類」とは、1次募集、2次募集それぞれの期間中に申込みをした方の、保育要件の確認書類（就労証明書等）に不足があった場合の書類のことです。なお、申込書の誓約書署名欄に署名がない場合も書類不足となります。
- ・希望園の追加や変更などはできません。

●3次募集について

- ・2次募集で内定辞退等により追加募集が発生した場合に3次募集を行います。
- ・選考対象となるのは、2次募集でも受入不可だった方のうち、3次募集を希望した方のみです。
- ・2次募集の選考後に3次募集の受入可能施設を送付します。空き状況を確認の上、期間内に同封されている希望園の調査票をご提出ください。**引き続き利用選考を希望する方は、希望園の調査票を必ず提出してください。**希望をしない方は、提出不要です。
- ・詳細は2次募集で受入不可となった方にのみ、通知いたします。なお、追加募集がなく、3次募集を実施しないこともありますのでご了承ください。

●内定辞退について

- ・入所の内定を辞退する場合、内定先の保育所等と保育課の両方に連絡をしてください。
- ・保育課に「保育所等入所内定（決定）辞退届」をご提出ください。
- ・辞退後も申込みを続ける場合は、利用選考の際に、選考指数から減点されます。また辞退した園を希望することはできません。

●申込み取り下げについて

- ・ 申込みを取り下げる場合には、申込受付期間までに「保育所入所申込取り下げ書」をご提出ください。

●申込みの有効期間について

- ・ 令和 7 年度中に申込みをした方の申込み有効期間は令和 8 年 3 月利用分までです。
- ・ 令和 8 年 4 月以降の入所も希望する場合には、改めて申込みが必要です。（例年 10 月中旬頃）
- ・ 令和 7 年 4 月 2 次の利用選考の結果、入所ができなかった場合、3 次募集の希望園調査とあわせて、5 月以降の利用選考の継続について調査をおこないます。引き続き利用選考を希望する方は、意向調査票を提出してください。提出がない場合は、5 月以降の利用希望は自動で取り下げとなります。

●申込内容の虚偽について

- ・ 申込みの内容に虚偽があった場合には、入所の内定があった場合でも取り消しとなります。
- ・ すでに入所しているお子様についても退所していただくことになります。

② 転園の申込みについて

- ・ 保育所等にすでに入所している方で、転園を希望される場合の申込方法および提出書類は、新規の申込みをする場合と同様です。
- ・ 申請方法には次の 2 種類があります。
 - （1）現在通っている保育所等を退所して新規に申込みする場合
 - ・ 申請書類と一緒に「保育の実施解除申請書」の提出も必要です。
 - ・ 指数は新規の方と同じ取り扱いになります。
 - （2）転園先が決定するまで現在の保育所等に通い続ける場合
 - ・ 指数は新規の方と比較して、低くなる場合があります。
 - ・ 申請書類と一緒に「保育の実施解除申請書」の提出も必要です。
（退所の希望年月日は「内定月の前月末」と記載してください。）
- ・ 転園申込みの場合は、現在利用中の保育所等を希望に含めることはできません。
- ・ 転園への内定が決定した場合、入所の有無に関わらず、現在通っている保育所等は、退所となりますのでご注意ください。

3.必要な提出書類について

① 基本的な提出書類について

保育所等の利用申込みには、次の書類が必要です。家庭状況によって必要書類が異なります。
申込書類は、小田原市ホームページからもダウンロードが可能です。

1. 保育所等利用申込書
太枠の中を記入漏れのないように記入してください。また、手引きの P2「保育所利用申込・保育所利用にかかる誓約書」の内容を確認したうえで、署名欄に署名してください。
2. 保育所等利用児童健康状態調査票
お子様の病気履歴や生活状況、アレルギー等について事前に調査させていただき、保育所等での面接時に活用させていただきます。不安な点がある場合は、必ずご記入ください。 ※出産前に入所申込する場合は、出産後 2 か月以内にご提出ください。
3. 「保育を必要とする事由」を証明する書類
保育を必要とする事由に応じて、保護者の状況を証明する書類をご提出ください。申込期限までに提出書類が未提出の場合、選考において不利になることがあります。 ※ひとり親世帯以外の場合は、両親ともに書類が必要です。

② 保育を必要とする事由と要件確認書類について

保護者の方が以下の保育を必要とする事由に該当し、保育ができない状態にある場合に限り、保育所等を利用することができます。

事由が発生している期間のみ保育所等の利用が可能であり、事由ごとの利用期間が切れた場合は、他の事由が新たに発生しない限り、保育所等を利用することができませんので、年度の途中であっても退所していただきます。申込みにあたって必要な提出書類は事由ごとに異なりますので、詳しくは、**P9「要件確認書類について」**をご確認ください。

保育要件	条 件	利用期間
① 就労	就労（内定含む）している場合（一月 15 日以上かつ 60 時間以上の就労が最低基準）	就労している期間（兄弟姉妹で申請中にいずれかが利用決定で就労開始が必須）
② 出産	妊娠中や出産後間もない場合（産後、育児休業を取得する場合も継続して保育所等の利用可）	出産（予定）日を基準として産前産後 8 週の属する月の期間
③ 疾病やけが	病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合	医師が発行する診断書に記載される治療等を要する期間や障がいによる手帳等の有効期間
④ 病人の看護等	親族の方を常に看護及び介護することが必要であり、保育ができない場合	看護等を必要とされる対象者の医師が発行する診断書に記載される看護等を要する期間や障がいによる手帳等の有効期間
⑤ 就学	一月 60 時間以上の就学をしている場合（職業訓練校含む）	就学している期間
⑥ 求職活動	求職活動をしている場合	入所開始月から 3 か月間（保育短時間のみ）
⑦ 災害やその他	地震、火災などの災害復旧にあたっている場合やその他の状況に応じて判断	

要件確認書類について

保育を必要とする事由	提出が必要な書類	注 意 事 項
① 就労	(自営業または事業主が親族ではない場合) ◆ 就労証明書 (令和7年度様式) (自営業または事業主が親族である場合) ◆ 就労証明書 (令和7年度様式) + ◆ 自営の業態を証明する書類 (開業届、営業許可証、法人設立届、登記など) + ◆ 自営の継続性を証明する書類 (直近の源泉徴収票、確定申告書、収支内訳書、青色申告決算書など)	➢ 就労証明書は、指定様式以外の様式 (旧様式含む) は原則受付できません。 ➢ 就労証明書は、訂正がある場合も含め、必ず事業主 (担当者) に記入をしてもらってください。訂正印等は不要です。 ➢ 就労証明書の不備や、自営の業態を証明する書類・自営の継続性を証明する書類が未提出の場合は、書類不備扱いです。 ➢ 「1 か月の平均就労日数が 15 日以上かつ合計就労時間が 60 時間以上」を満たしていない場合、就労の事由としての認定ができません。
	(育児休業から復職する場合) 入所月の翌月 14 日まで (休日にあたる場合は前営業日まで) に必ず復職してください。 → 利用申込みが可能な月は以下の例のとおりです。 (例 1) 5 月 14 日復職 ⇒ 4 月 1 日からの利用申込みが可能 (例 2) 5 月 15 日復職 ⇒ 5 月 1 日からの利用申込みが可能 ※ 育児休業期間中に復職を早めて利用を希望する場合、就労証明書にその旨の記入が必要です。 ※ 育児休業から復職することを条件として保育所等の利用が決定した場合、復職後 2 週間以内に「復職を証明する書類」の提出が必要です。(証明日は復職日以降に限る) 書類の提出がない場合は、入所月の翌々月末で退所となります。 ※ 復職証明は育児休業を取得していた職場のものに限ります。(転職等不可)	
② 出産	◆ 母子手帳の写し (保護者氏名と出産予定日 (分娩予定日) が記載されたページの写し)	➢ 期間は産前産後 8 週の属する月の期間です。 ➢ 出産の事由期間後も申込みを続ける場合は他の事由が確認できる書類の提出が必要です。 ➢ 出産事由で入所し、育児休業を取得する場合、育児休業期間が記載された就労証明書の提出が必要です。
③ 疾病やけが	◆ 診断書 または ◆ 障がいによる手帳等	診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭の保育が困難である」旨の記載と、「治療期間」の記載が必要です。 対象者が障害者手帳及び療育手帳をお持ちの場合は診断書の提出は不要です。
④ 病人の看護等	(看護等を必要とする方についての) ◆ 診断書 + ◆ 障がいによる手帳等 ◆ 介護保険被保険者証等 + ◆ 介護計画書	診断書には、「看護等が必要なため、家庭での保育が困難である」旨の記載と、「治療期間」などの記入が必要です。 対象者が障害者手帳・療育手帳・介護保険被保険者証などをお持ちの場合でも診断書の提出は必須です。
⑤ 就学	◆ 在学証明証や学生証 + ◆ 就学時間の分かる書類	➢ 在学証明証は、各学校の様式で提出してください。 ➢ カリキュラムやシラバスなどの就学時間 (時間割) の分かる書類を提出してください。
⑥ 求職活動	なし	期間内に就労を開始した場合、就労証明書を提出してください。就労証明書の発行に時間がかかる場合があるため、就労先決定次第、速やかに就労先へ就労証明書の発行を依頼してください。 求職活動を事由に利用できる保育時間は保育短時間のみのため、就労の開始等により保育時間を保育標準時間に変更する場合には、別途届出が必要です。
⑦ 災害やその他	◆ り災証明書 等	保育を必要とする事由の状況に応じて判断しますので、該当する場合は、保育課までお問い合わせください。

③ 市外に住民票がある（あった）方について

令和6年1月2日以降に小田原市へ転入してきた方や、単身赴任等により小田原市外に住民票がある方は、マイナンバーの提供が必要です。

※住民税未申告の方は、マイナンバーをご提供いただいても算定できないため、必ず住民票のある（あった）居住地で税の申告を行ってください。

※保育所等利用申込書を郵送の場合は下記の書類を同封、または、後日マイナンバー確認書類を提出してください。（P.11「④個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認について」参照）

【マイナンバーが未提出の方の必要書類】

対 象 者	提出書類	備 考
令和6年1月1日時点で小田原市外に住民登録があった方	令和6年度住民税課税（非課税）証明書	●令和6年1月1日に居住していた市区町村で発行を受けてください。なお、収入が無かった方も「非課税証明書」の提出が必要です。 ※4月分から8月分までの保育料の算定または副食費徴収対象の判定を行うために必要となります。
外国にいた方	令和5年1月～12月の1年間の収入の分かる書類	
令和7年1月1日時点で小田原市外に住民登録があった方	令和7年度住民税課税（非課税）証明書	●令和7年1月1日に居住していた市区町村で発行を受けてください。なお、収入が無かった方も「非課税証明書」の提出が必要です。 ※9月以降保育料算定または副食費徴収対象判定を行うために必要です。 ※「令和7年度住民税課税（非課税）証明書」は、令和7年6月以降でないと発行できませんので、それ以前に申込みをされる方はその時点での提出は不要です。
外国にいた方	令和6年1月～12月の1年間の収入の分かる書類	

※外国にいた方については、住民税の税額情報が確認できないため、マイナンバーをご提供いただいた方でも、収入のわかる書類の提出が必要です。

④ 個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」の施行に伴い、支給認定申請に係る手続きには個人番号(マイナンバー)の記入と本人確認等の手続きが必要です。

●個人番号（マイナンバー）の記入

申込書の 1 ページ目にある以下の項目にそれぞれ個人番号（マイナンバー）の記入欄がありますので、申込者（すべての保護者）と申込児童の個人番号を記入してください。

●申請書窓口提出時の本人確認（番号確認・身分確認）

個人番号（マイナンバー）を記載した申込書を提出する場合、なりすましなどを防止するため、個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。次の書類等を窓口で提示してください。

➤ 番号確認書類（次のうちの1つ/コピー・写真不可）

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・個人番号通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）

➤ 身元確認書類

顔写真付きの公的証明書（次のうち1つ/コピー・写真不可）

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書
- ・官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって氏名・住所もしくは生年月日が記載され写真の表示等の措置が施されているもの

顔写真なしの公的証明書（次のうち2つ/コピー・写真不可）

- ・介護保険被保険者証、私立学校教職員共済の加入者証、国民年金手帳
- ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ・その他官公署等から発行された書類であって氏名・住所もしくは生年月日が記載されているもの

※ 個人番号カード（マイナンバーカード）のみの提示で、番号確認と身元確認が可能です。

※ 本人確認書類は必ず原本をお持ちください。

※ 窓口に来られる方が代理人（申請者とは別の方）の場合は、別途「委任状」の提出が必要となります。（「委任状」の様式指定は特にございません。）

4.入所申込書チェックリスト

①必ず全員が提出する書類

チェック	提出書類		注意点	
☐	保育所等利用申込書		申込児童1人につき1部をご提出ください。 保護者と申込児童の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。	
☐	保育所等利用児童健康状態調査票		内定した保育所等に情報提供し、子どもの受け入れの準備をします。 正確にご記入ください。	
☐	保育を必要とする事由を証明する書類		ひとり親世帯以外の場合、 両親ともに必要 です。 以下のうち該当する事由ごとに書類をご提出ください。	
	父	母	保護者の事由	
	☐	☐	就労（会社勤めの方）	就労証明書
	☐	☐	就労（自営業または事業主が親族の方）	就労証明書、 自営の業態を証明する書類 および 自営の継続性を証明する書類
	☐	☐	妊娠・出産	母子手帳の写し（母の氏名と分娩予定日が記載されたページ）
	☐	☐	保護者の病気・けが	保護者の障害者手帳・療育手帳 又は 診断書等
	☐	☐	親族の介護	介護を受ける人の障害者手帳・療育手帳 および 診断書
	☐	☐	求職活動	不要
	☐	☐	就学	在学証明書 および 時間割等

②該当がある場合のみ提出する書類

チェック	保護者の状況	提出書類	注意点
☐	昨年の1月2日以降に小田原市に転入した	以前住んでいた市区町村の住民税課税（非課税）証明書	住民税申告済みで、個人番号（マイナンバー）を提供する方は 提出不要です。
☐	認可外保育施設等を利用している	在園証明書	申込児童、兄弟姉妹ともにご提出ください。 選考指数、保育料に影響する場合があります。 なお、幼稚園の場合は提出不要です。
☐	市外の保育園に申込み	保育園のある市区町村が指定する必要書類	必要書類、申込締切など、必ず保育園のある市区町村にご確認ください。
☐	市外在住でアパート等に転入予定	転入に関する同意書 アパート賃貸契約書 又は住宅の売買契約書の写し	転入予定日以降、小田原市民として判定します。
☐	市外在住で実家に転入予定	転入に関する同意書 同居予定者申立書	実家の所有者に記入してもらってください。 転入予定日以降、小田原市民として判定します。
☐	妊娠している子の利用申込みをする	母子手帳の写し （母の氏名と分娩予定日が記載されたページ）	利用希望月に保育園が受け入れできる月齢に達する見込みか確認します。 妊娠している子の申込みは、妊娠・出産事由ではできません。別の事由が必要です。
☐	同居者に障がい者がいる	身体・精神障害者手帳、療育手帳など	保育料が軽減される場合があります。
☐	祖父母と2世帯住宅に住んでいる	2世帯住宅図面の写し	祖父母と生計を別に行っていることを確認します。 住民税非課税で収入が一定以下の場合でも、保育料の算定に祖父母を入れません。
☐	祖父母と同じ敷地で別々の建物に住んでいる	敷地内建物図	祖父母と生計を別に行っていることを確認します。 住民税非課税で収入が一定以下の場合でも、保育料の算定に祖父母を入れません。
☐	保護者以外の方が申込みに来る	委任状	保護者以外が個人番号（マイナンバー）を提供する際に必要となります。

③提出書類と一緒に持っていく書類

チェック	持っていく書類	注意点
☐	申込みに来る方の身元確認書類	次の書類のうちいずれかをご持参ください。（コピー・写真不可） ①顔写真付き（1つ必要） 運転免許証、パスポート、個人番号カード等 ②顔写真なし（2つ必要） 各種健康保険証、手当証書、年金手帳等
☐	個人番号（マイナンバー）確認書類	次の書類のうちいずれかをご持参ください。（コピー・写真可） ①個人番号カード（マイナンバーカード） ②個人番号通知カード ③個人番号（マイナンバー）が記載された住民票

5.申込み後の選考と結果について

① 利用の選考

保育所等利用申込者の「保育を必要とする事由」を指数化し、その指数の高い方から順に希望の保育所等の受入れできる児童数を基に、利用する保育所等を公平に選考判定します。

※保育所等利用判定基準表は、小田原市ホームページの保育所等利用申込みに関するページに掲載します（毎年度見直しを図っているため、年度ごとに掲載）。

② 選考の結果・通知

保育所等の受入枠が確保できた児童に対して「内定通知」を、できなかった児童には「不可通知」及び「不承諾通知」を選考結果として郵送にて通知します。

それぞれ以下の対応をしてください。

《内定の方》

速やかに内定先施設に連絡していただき、面談を行ってください。

《不可の方》

4月の2次選考結果を除いて、申込みの取り下げがない限り、次回も選考の対象となります。申込みを取り下げる場合は、別途「保育所入所申込取り下げ書」をご提出ください。

※4月の2次選考結果が「不可」の場合は、その後の申込継続にあたり調査を行います。

（P6「①申込みにあたっての注意事項」参照）

【書類選考結果通知の発送予定】

- ・令和7年4月利用 1次判定・・・・・・令和6年12月中旬頃
- ・令和7年4月利用 2次判定・・・・・・令和7年2月上旬頃
- ・令和7年4月利用 3次判定・・・・・・令和7年3月中旬頃
- ・令和7年5月～令和8年3月利用分・・利用希望月の前月20日頃

③ 利用の決定

保育所等との面談の結果、集団保育への参加に問題がないと確認できた場合、正式に保育所等の利用が決定します。保育所等の利用が決定した方については、小田原市から「保育の実施決定通知書」を郵送にてお送りします。認定こども園（保育部）、小規模保育事業の利用が決定した方については、施設との直接契約となります。（市から決定通知の発送は行わないため、詳細は園との面接時にご確認ください。）

【決定通知の発送予定（認定こども園（保育部）、小規模保育事業を除く）】

- ・令和7年4月利用 1次判定・・・・・・令和7年1月下旬頃
- ・令和7年4月利用 2次判定・・・・・・令和7年3月中旬頃
- ・令和7年4月利用 3次判定・・・・・・令和7年3月下旬頃
- ・令和7年5月～令和8年3月利用分・・利用希望月の前月末

【毎月の選考結果にかかる集計表の公表について】

毎月の保育所等の選考結果については、集計表を作成し市役所本庁舎5階保育課窓口に掲示しているほか、小田原市ホームページにおいても公表しております。

6. 市外からの申込み・市外の保育所等への申込みについて

原則として、申込時点で住民登録（住民票）がある自治体から申込みをしていただきます。

例えば、令和 7 年 4 月からの小田原市内の保育所利用を希望しているが、令和 6 年 1 月 1 日（1 次申込締切日）時点では、小田原市外に住民登録がある場合は、申込時点で住民登録がある自治体に申込みをしてください。

申込後に、小田原市に住民登録を移した際は、小田原市民としての申込みの手続きを改めていただく必要がありますので、保育課までお越しください。

●小田原市内にお住まいで、市外の保育所等の入所を希望する場合

受付場所	小田原市役所本庁舎 5 階 保育課 ※希望先市区町村によっては、希望先市区町村へ直接申込みの場合があります。 事前に、希望先の市区町村にお問い合わせください。
受付期間	希望する保育所等がある市区町村が設定する締切日の 1 週間前まで ※小田原市から希望先市区町村に郵送しますので、余裕をもって提出してください。 ※市区町村によって、申込み事由等が異なりますので、事前に、希望する保育所等がある市区町村の保育担当課に、「申込みが可能か」「申込締切日」「必要書類」「受入年齢」など必要事項を確認してください。
必要書類	申込自治体へ… 転出される方：希望先市区町村の指定する書類 転出されない方：小田原市様式の申込書および添付書類一式
選考結果の通知	希望先市区町村での選考後に、その時点で住民票のある自治体より通知します。

※申請中に小田原市外へ転出される方については、取下げ書の提出が必要です。転出先の自治体より改めて入所申込を行ってください。

●小田原市外にお住まいで、小田原市内の保育所等の入所を希望する場合

受付場所	申込時点でお住まいの市区町村の保育所等入所申込窓口 ※お住まいの市区町村によっては、申込先の市区町村へ直接申込みの場合があります。 事前に、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
受付期間	お住まいの自治体の締切日を確認してください。
必要書類	小田原市へ… 転入する方： ・小田原市様式の申込書一式 ・転入に関する同意書 ・小田原市に転入することを証明する書類 （賃貸契約書や不動産売買契約書の写し等、小田原市への転入時期、転入後の住所が記載されたもの） ※提出があると利用選考にあたり小田原市民と同様の選考指数となります。（ただし、入所希望月の前の月までに転入することが確認できた場合に限り。） 転入されない方： ・お住まいの市区町村で使用する申込書一式
選考結果の通知	小田原市での選考後に、その時点で住民票のある自治体より通知します
転入後手続	小田原市への転入後は、改めて小田原市での申込みをし、支給認定を受ける必要があります。転入後すみやかに行ってください。 ※手続き時には保護者と申込児童の個人番号（マイナンバー）がわかる書類をお持ちください。

7.申込み後の変更事項について

申込後の変更事項については、速やかに届け出てください。

各月の申込みについては、以下の期限までに提出されたものが、利用選考に反映します。

- ・令和7年4月1次選考：令和6年11月 1日（金）提出分まで
- ・令和7年4月2次選考：令和7年 1月17日（金）提出分まで
- ・令和7年5月～令和8年3月：利用希望月の前月の10日（休みの場合は前開庁日）まで

変更する内容によって提出する書類等が異なりますのでご注意ください。

主な変更内容	提出書類
利用希望保育所等の追加・削除・順番変更 兄弟姉妹の利用優先順位の変更	希望保育所等変更確認票
住所・氏名・世帯構成・電話番号・家庭状況（結婚・離婚等）・児童の待機場所・保育を必要とする事由	届出事項変更届出書 ※変更内容によっては、証明書類など別途書類提出が必要
求職中から就労先が決定（内定）	就労証明書 ※保育時間の変更も行う場合は「届出事項変更届出書」も提出
転職	新しい就労先の就労証明書
育休期間の変更	変更後の期間が記載された就労証明書 ※申請中に復職を早めて利用を希望をする場合は、その旨も記載
退職	届出事項変更届出書 ※保育課へのご連絡もお願いします。
妊娠が分かったとき	母子手帳の写し ※保護者の氏名が記載されたページと分娩予定日が記載されたページ ※予定日の前後8週の属する月の期間を出産事由に変更
認可外保育施設を月極めで利用している	在園証明書（施設が記入） ※修了予定日（利用終了日）が記載されていること
申込みを取り下げる	保育所入所申込取り下げ書

8. よくある質問について

Q1. 昨年見学に行った施設も見学に行く必要がありますか？

A：それぞれの園では、毎年度保育内容を見直し、より良い保育を目指しているため、前年と状況が変わっていることもあります。このため、見学が必要かどうかは希望される保育所等へ確認をお願いします。（見学の必要性については、P4「③見学について」参照。）

Q2. 申込書の提出は市内各タウンセンターの住民窓口などでもできますか？

A：提出はできません。直接保育課窓口へ提出いただくか、郵送となります。なお、郵送される場合は、必着となりますので提出期限にご注意ください。また、郵送事故等は補償できませんので、配達記録の残る方法をお願いします。（受付期間については表紙参照。）

Q3. 保育要件を確認する書類が未提出または不備の場合は選考の対象外ですか？

A：選考の対象です。ただし、書類が未提出や不備の場合、選考指数が減点されますので、予めご了承ください。（必要な提出書類については、P8～11「3.必要な提出書類について」参照。）

Q4. 就労証明書は以前に提出したものや前もって準備したものを利用することは可能ですか？

A：就労証明書の有効期限は、証明日から3ヶ月以内です。これを過ぎた場合は無効となります。また、新年度の申込みの場合、様式に変更が生じる場合があるため、原則として年度ごとに決められた様式による就労証明書の提出が必要です。（旧様式による提出は無効となり、不備と同等の扱いになります。）

Q5. 市外に住んでいますが、小田原市の保育所等を申込むことは可能ですか？

A：可能です。申込みについては、お住いの自治体窓口で行うため、期限や提出書類等に注意して余裕を持ってお申込みください。なお、小田原市民を優先するという観点から、市外在住の方のお申込みは指数に減点がつきます。ただし、入所月の前月末までに小田原市に転入予定であることを証明する書類を提出いただければ市民と同様の取り扱いになります。（P14「6.市外からの申込み・市外の保育所等への申込みについて」参照。）

Q6. 現在保育園に通っていますが、別の園に申込みすることは可能ですか？

A：転園の申込みが可能です。その場合、まだ保育園の決まっていない方の申込みに比べ、指数が低くなりますのでご承知おきください。ただし、転職や引っ越し、兄弟姉妹で同じ保育園を希望する場合などについては、通常の転園に比べ、指数が高くなる場合があります。転園先に内定が決まった場合、入所の有無に関わらず今通っている保育園は退所となります。

Q7. 保育園の空き状況を教えてもらえますか？

A：小田原市では、令和7年度3次募集を除き、申込受付締切り後、選考判定の直前となる日まで各保育所等の受入児童数が分からないため、空き状況をお伝えすることはできません。前月の入所結果集計表（市のホームページにも掲載）などを参考にしてください。

Q8. 育児休業からの復帰が条件で入所決定した場合、いつまでに復帰すれば良いですか？

A：入所月の翌月14日までの復帰が必須です。また、復職後2週間以内に復職証明書の提出が必要となります。復職証明書の提出がない場合、入所月の翌月末で退所となりますのでご注意ください。
なお、兄弟姉妹の申込みで一方のみが入所決定した場合でも職場復帰しなければなりません。

Q9. 選考結果はいつどのように届きますか？

A：4月1次選考結果は前年12月中旬頃、4月2次選考結果は当年2月上旬頃、4月3次選考結果は当年3月中旬頃を予定しています。また、5月～翌年3月の各月の選考結果は、入所月の前月20日頃に保育課より結果通知を通知します。（詳しくはP13「②選考の結果・通知」参照。）

9. 保育所等の入所後について

① お子様が保育所等に慣れるまでの短縮保育（ならし保育）について

利用開始直後は、お子様のストレスを少なくするため、保育所等に慣れるまで短い時間の保育（ならし保育）を行い、徐々に通常の保育時間にしていきます。このため、就労等で利用される方は、保育時間にご注意ください。なお、ならし保育の期間は、お子様の状況や保育所等によって異なるため、事前に施設と相談してください。

② 家庭状況等の変更に伴う報告について

利用中に、次に示すような家庭状況に変更があった場合は、速やかに保育課及び在園している施設に変更事項を届け出るようにしてください。

主 な 家 庭 状 況 の 変 更 理 由	提 出 書 類
・ 住所、氏名、電話番号等に変更があった場合 ・ 結婚、離婚等の家庭状況に変更があった場合 ・ 保護者が就労先を辞め、「求職中」となった場合	「届出事項変更届出書」
・ 妊娠が分かった場合（※1）	母子手帳の写し・届出事項変更届出書
・ 保護者が転職した場合	新しい勤務先（転職先）の就労証明書
・ 保育時間（短時間⇄標準時間）の変更が必要な場合 （求職中に就労先が決定した場合（※2）や育児休業中に下の子の入所が決定し、職場復帰する場合など）	届出事項変更届出書 ※就労先の決定時や勤務時間帯の変更が生じる場合は、あわせて「就労証明書」が必要です。
・ 退所する場合	保育の実施解除申請書

※1…母子健康手帳の写し（出産予定日が記入されているページと、保護者氏名が記載されているページ）をご提出ください。出産予定日の前後8週間の属する月の期間を妊娠・出産事由に変更します。その後育児休業を取得する場合には、育児休業期間の記載された就労証明書を提出してください。育児休業中の保育時間は、保育短時間です。また、出産事由中に父親が育児休業を取得する場合も保育短時間となります。

※2…就労決定（内定）先の就労証明書を提出してください。また、保育時間の変更を希望する場合には、別途「届出事項変更届出書」を提出していただく必要があります。

③ 長期欠席について

原則として、家庭の事情等により1か月以上の長期欠席をする場合は、退所していただくことになります。なお、1か月に満たない欠席の場合は、各保育所等へ理由を申告してください。

④ 退所・市外への転出について

家庭の事情や市外への転出等により保育所等を退所する場合は、退所する月の10日頃までに「**保育の実施解除申請書**」に必要事項を記入の上、保育課又は各保育所等へ提出してください。「保育の実施解除申請書」の提出が遅れると、翌月の保育料を支払っていただくこととなります。

なお、市外へ転出し、引き続き同じ保育所等を利用したい場合は、転出先の市町村で手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。

⑤ 翌年度の継続利用申込について

翌年度の保育所等の継続利用を希望する方には、例年12月頃に、入所保育所等を通じて継続利用申込書を提出していただきます。その際に、保育を必要とする事由が確認できる書類もあわせて提出していただきます。

10. その他の保育サービスについて

① 一時保育事業について（※全ての保育所で行っているわけではありません）

通常の保育所等の利用とは別に、保護者の方が、「就労」「就学」「通院」「買い物」「息抜き」「冠婚葬祭」などの理由で、日中にお子様を一時的に保育所等に預けることができるサービスを行っている保育所等があります。保育所等に直接申込みし、施設側が受入可能であれば利用できるサービスです。一時保育事業の利用を希望する方は、各施設へ直接お問い合わせください。なお、利用にあたっては各施設で定めた利用料金が掛かります。実施施設は、P26～27 小田原市内保育所等一覧表の「一時」の欄をご覧ください。

② 小田原市内の認可外保育施設について

小田原市内にある認可外保育施設で、一般の方の利用が可能な施設として次の施設があります。
申込方法、保育料金、保育可能年齢、保育時間などは各施設に直接お問い合わせください。

施設名	住所	電話
ぎんが邑「ママちゃんHOUSE」	曽我光海8-3	42-3063
Nursery May	鴨宮811-1アーバンステージ 202号室	20-4226
ダイナシティ保育園 ※	中里208 ダイナシティ ウエスト4F	44-4366
バンビーノハウス ※	栄町2-12-10	21-2115
クーピーガーデン ※	栄町2-13-3 セルージュ小田原銀座通り2F	46-8780
ナーサリーとみず ※	飯田岡92-1	46-6964
ミナカ小田原 てんしの森保育園※	栄町 1-1-15 ミナカ小田原4F	22-1212
ママズスマイル小田原鴨宮店	成田 500-9	050-8883-0574
マナマーレ保育園	中町3-11-33	33-6677

※国の助成制度（企業主導型保育事業）を活用し、設置された保育施設です。

③ 病児・病後児保育サービスについて

病気中や病気回復期で集団保育が困難なお子様を、専用の保育室で看護師等がお預かりすることにより、お子様にとって無理のない環境で保育するサービスを行っている施設があります。利用には市または施設への事前登録が必要です。（※詳しい内容は、保育課へお問い合わせください。）

【病児保育サービス】

施設名	住所	電話
医療法人社団横田小児科医院 病児保育室「JAMBO!」（※）	5月まで：小田原市北ノ窪 514-1	34-6000
	6月から：小田原市北ノ窪 460 リトルガーデン 204	34-0666 （横田小児科医院）
小田原駅前病児保育 「ファイン・おだわら」	小田原市栄町 1-5-17 ヘルスケアタワー小田原 6階	27-2929
マナマーレ保育園病児保育	小田原市中町 3-11-33	33-6677

※令和7年6月～令和8年3月まで（予定）建て替え工事に伴う移転

【病後児保育サービス】

施設名	住所	電話
宗教法人城前寺 城前寺保育園病後児保育室 「らっこ組」	小田原市曽我光海 20-1 2階 （下曽我駅曽我病院ロタリー）	42-6354
社会福祉法人宝安寺 社会事業部 病後児保育室 「ほうあんりすのもり」	小田原市浜町 1-3-8 （小田原愛児園園舎内）	080-4371-1900

11. 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化が全国的に実施され、3歳児クラス以上の幼稚園や保育所等の基本保育料や預かり保育の利用料が無償となるほか、保育の必要性のある方については、認可外保育施設等の利用料も無償となる場合があります。なお、無償化されるためには、新たな「子育てのための施設等利用給付認定」を取得する必要がありますので希望者は保育課にご連絡ください。

① 認可外保育施設等の無償化について

●対象者

子どもの年齢（4月1日時点）	対象者	給付（無償化）上限額
3～5歳	全員	37,000円まで
0～2歳	住民税非課税世帯のみ ※	42,000円まで

※4月～8月分までは前年度の住民税、9月～3月分は当年度の住民税で判断

●無償化の条件

条件1：無償化を希望する期間中に、市が定める「保育の必要性の事由」に該当すること

条件2：次の施設に入所していないこと。

①認可保育所 ②地域型保育事業 ③企業主導型保育事業（※） ④認定こども園（保育部）

※企業主導型保育事業は、標準的な利用料が無償化されますが、企業主導型保育事業に入所されていると、その他のサービス利用は無償化の対象外です。無償化の手続きは施設が直接行いますので、各施設にお問い合わせください。

●対象施設・サービス（入所料、実費（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化対象外）

対象施設・サービス（※）	備考
認可外保育施設	・月極め利用、一時利用、いずれも対象 ・事業所内にある託児施設やベビーシッターも対象
一時預かり事業	
病児・病後児保育事業	・送迎に要する費用は対象外
ファミリー・サポート・センター	・援助を行う会員が①緊急救命講習②事故防止に関する講習を受講していること。 ・送迎のみの利用は対象外

※市で無償化対象施設であると確認できたものに限られます。

保育所等の利用申込中の方は、申請書の提出は不要になる場合があるため、利用希望の場合は保育課へご連絡ください。

②幼稚園・認定こども園（幼稚部）の無償化について

●幼児教育（基本教育課程）の月額利用料の無償化

対象者	幼稚園・認定こども園（幼稚部）を利用する満 3 歳以上すべてのお子様
利用料	新制度移行幼稚園・認定こども園（幼稚部）：0 円 私学助成幼稚園：月額 25,700 円まで給付 ●入所料、実費（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化対象外です。 ●年収 360 万円未満相当の世帯の子どもおよび、全ての世帯の第 3 子以降（※）の子どもについては、副食費が免除されます。 ※小学校 3 年以下の保育所や幼稚園などに入所している子どもで算定
条 件	なし

●預かり保育の利用料の無償化

対象者	・幼稚園・認定こども園（幼稚部）を利用する非課税世帯（※）の満 3 歳児 ・幼稚園・認定こども園（幼稚部）を利用するすべての 3 歳～5 歳児 ※4月～8月分までは前年度の住民税、9月～3月分は当年度の住民税で判断
利用料 (上限)	満 3 歳 児：16,300 円 3 歳～5 歳児：11,300 円
条 件	保育を必要とする事由のいずれかに保護者が該当していること。

幼稚園・認定こども園（幼稚部）の申請書は施設にて配布しており、
原則、施設を経由しての申請です。

●生計を一にする子ども

就学・療養などの理由により別居しているが、生活費学資金・療養費などの送金が行われているなどの「生計を一にする子」がいる場合には、世帯の市民税額所得割額に応じて、保育料の軽減が適用される場合があります。軽減にあたり届出が必要となりますので、保育課へお問い合わせください。

●在宅障がい児（者）のいる世帯の場合

在宅障がい児（者）のいる世帯（次の者がいる世帯）については、世帯の市民税額所得割額に応じて、保育料が軽減となる場合があります。軽減にあたり手帳等の写しの提出が必要になりますので、入所申込みの際に添付してください。

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者

●祖父母と同居している世帯の場合

対象年(度)の父母の収入に対して賦課される市民税が非課税の世帯については、国からの指導により、生活保護費に準じた本市独自の基準を設け、基準未満の収入の世帯について、同居の祖父母がいる場合、祖父母分の税額による保育料算定を行います。

●保育料の支払先

利用する施設によって、支払先が次のように異なります。

居住地	利用施設	支払先
小田原市在住者	小田原市内の認可保育所（公立・民間）	小田原市
	小田原市外の認可保育所（民間）	
	小田原市外の認可保育所（公立）	保育所のある市区町村
	小規模保育事業（市内・市外・公立・民間）	利用施設に直接
	認定こども園（市内・市外・公立・民間）	
小田原市外在住者	小田原市内の認可保育所（民間）	お住まいの市区町村
	小田原市内の認可保育所（公立）	小田原市
	小田原市内の小規模保育事業（民間）	利用施設に直接
	小田原市内の認定こども園（民間）	

●保育料の納付方法について

小田原市にお住まいで、支払先が小田原市の場合は、原則、毎月末の口座振替でのお支払いです。市内の各金融機関または、小田原市保育課で配布している「小田原市納付金口座振替依頼書兼変更・解約届」に必要事項をご記入の上、金融機関で登録手続きをしてください。小田原市ホームページからもダウンロードできますが、この場合は保育課にご提出ください。

※登録は保育所を利用する児童ごとに必要です。

※口座振替のお申込みをいただいてから、開始までに約 40～60 日程度かかります。

口座振替の手続が完了していない方や、ご都合により口座振替の手続きができない方については、毎月 15 日以降に郵送にてお送りする納入通知書兼領収証書でお支払いください。

利用可能金融機関	横浜銀行 スルガ銀行 りそな銀行（※） 静岡銀行 静岡中央銀行 さがみ信用金庫 中南信用金庫 中央労働金庫 小田原第一信用組合 かながわ西湘農業協同組合 ゆうちょ銀行（郵便局を含む） みずほ銀行（※） 三井住友銀行（※） （※）口座振替のみ
利用できるスマートフォン決済アプリ	・ PayPay ・ はま Pay ・ ゆうちょ Pay スマートフォン決済でお支払いいただく場合、手数料はかかりませんが、通信料は自己負担です。

●市民税額の見方

保護者の方の市民税額の所得割額を合算した額で保育料の階層が決定します。（P24～25 階層表参照）この場合における所得割額は、「税額控除前の所得割額」から「調整控除額」及び「定額減税額」を引いた額です。所得割額が課税されていない場合は、均等割額が課税されているかを確認します。

※実際にお支払いになる納税額とは異なる場合があります。

※配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、ふるさと納税などの市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用前の金額となります。

（１）主に給与所得者の方の例【給与から住民税を引かれている（特別徴収の方）】

例年6月頃に勤務先から配布される「令和〇年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の市民税額欄をご確認ください。（通知書の様式は市区町村によって異なる場合があります。）

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）									
所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分		課税標準	総所得③		市民税	税額控除前所得割額③
	給与所得				山林所得			税額控除額⑤	④
	その他の所得計				分離短期譲渡			所得割額⑥	⑤
所得控除	雑損		障害・寡・勤		分離長期譲渡			均等割額⑦	
	医療費		配偶者		株式等の譲渡			税額控除前所得割額⑧	
	社会保険料		配偶者特別		先物取引			税額控除額⑨	
	小規模企業共済		扶養		控除	扶養親族該当区分	本人該当区分	所得割額⑩	
	生命保険料		基礎		控除	特同老16歳未満	特同老16歳未満	均等割額⑪	
	地震保険料		所得控除合計②		控除	配偶定老人満	配偶定老人満	特別徴収税額⑫	
					控除	その他	その他	控除不足額⑬	
					控除	特同老16歳未満	特同老16歳未満	既充当額⑭	
					控除	配偶定老人満	配偶定老人満	既納付額⑮	
					控除	その他	その他	差引納付額⑯＝⑧－⑨、⑪、⑫	
(摘要) ○住民税（市民税・県民税）からの住宅借入金等特別税額控除については、「税額控除額⑨」に他の税額控除等と合算して記載しています。詳しくは裏面「⑨税額の計算方法」の(注)2をご覧ください。									

市民税	税額控除前所得割額③	④
税額控除額⑤	⑤	
所得割額⑥		
均等割額⑦		
税額控除前所得割額⑧		
税額控除額⑨		
所得割額⑩		
均等割額⑪		
特別徴収税額⑫		
控除不足額⑬		
既充当額⑭		
既納付額⑮		
差引納付額⑯＝⑧－⑨、⑪、⑫		
変更前税額⑰		
増減額⑱＝⑰－⑯		
変更月		月

④税額控除前所得割額 - （調整控除額（⑤税額控除額の一部：例 1,500 円） + 定額減税額）
＝ 保育料算定の基準となる所得割額

※⑤税額控除額には、調整控除額及び定額減税額以外の税額控除の金額も含まれています。「調整控除」のみの額については、通知書の裏面をご確認ください。

※定額減税額は人によって異なりますが、基本額は「（本人 + 扶養人数）× 約 6,000 円」です。

（２）主に事業をなさっているの方の例【口座振込や納付書等で住民税を納付している（普通徴収の方）】

例年6月頃に市から送付される「〇年度 市民税・県民税 納税通知書」の市民税額の欄をご覧ください。（通知書の様式は市区町村によって異なる場合があります。）

年度 市民税・県民税の課税計算明細書									
通知書番号	台帳番号	備考							
所得	営業等・農業	円	雑損・医療	円	課税標準額	市民税	県民税		
	不動産	円	社保・小規模	円	総所得				
	利子	円	生命保険料	円	分離長期				
	配当	円	地震保険料	円	分離短期				
	給与	円	本人障害	円	山林・株式・先物				
	雑・総額・一	円	扶養障害	円	税額控除前所得				
	計	円	寡・勤	円	調整控除				
	分離長期	円	扶養	円	税額控除				
	分離短期	円	配偶者	円	所得割				
	山林・株式・先物	円	配偶者特別	円	均等割				
繰越損失	円	基礎	円	所得割					
年税額(A) 円	給与からの特別徴収税額(B) 円	年金からの特別徴収税額(C) 円	差引普通徴収税額(D)＝(A)-(B)-(C) 円	合計					
所得割より控除することができなくなった配当金及び株式等譲渡所得割額の戻付額									
特徴支払者									
年金種類									
期別	納期限	税額	充当額	充当後税額					
第1期		円		円					
第2期		円		円					
第3期		円		円					
第4期		円		円					
(納付書で納めていただく税額)					年金特別徴収納付額(円)				
					年4月 円				
					年6月 円				
					年8月 円				
					年10月 円				
					年12月 円				
					年2月 円				
					計 円				
					(年金から引落しで納めていただく税額)				
					年金特別徴収納付額(円)				
					年4月 円				
					年6月 円				
					年8月 円				
					年10月 円				
					年12月 円				
					年2月 円				
					計 円				
					(年金から引落しで納めていただく税額)				
					上記の金額を年度の市・県民税として年金から徴収します。				

①税額控除前所得割額 - ②調整控除額 - 定額減税額 = 保育料算定の基準となる所得割額

※（１）（２）の両方の通知をもらっている方は、（２）をご覧ください。

令和7年度3号認定月額利用者負担（ひとり親等以外の世帯）

階層区分			3号認定利用者負担（3歳未満）	
			保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B	A階層を除き市町村民 税の額の区分が次の区 分に該当する世帯	非課税世帯	0円	0円
C1		均等割の額のみ	9,300円 （4,600）	9,100円 （4,500）
C2	A階層を除き市町村民 税の所得割額の区分が 次の区分に該当する世 帯	10,000円未満	11,400円 （5,700）	11,200円 （5,600）
C3		10,000円以上 48,600円未満	13,000円 （6,500）	12,800円 （6,400）
C4		48,600円以上 57,300円未満	16,000円 （8,000）	15,700円 （7,800）
C5		57,300円以上 67,500円未満	18,500円 （9,200）	18,200円 （9,100）
C6		67,500円以上 77,700円未満	21,500円 （10,700）	21,100円 （10,500）
C7		77,700円以上 87,900円未満	25,500円 （12,700）	25,100円 （12,500）
C8		87,900円以上 97,000円未満	29,500円 （14,700）	29,000円 （14,500）
C9		97,000円以上 123,300円未満	32,500円 （16,200）	31,900円 （15,900）
C10		123,300円以上 148,500円未満	36,000円 （18,000）	35,400円 （17,700）
C11		148,500円以上 169,000円未満	40,000円 （20,000）	39,300円 （19,600）
C12		169,000円以上 224,400円未満	44,000円 （22,000）	43,300円 （21,600）
C13		224,400円以上 266,200円未満	48,000円 （24,000）	47,200円 （23,600）
C14		266,200円以上 301,000円未満	52,000円 （26,000）	51,100円 （25,500）
C15		301,000円以上 349,000円未満	56,000円 （28,000）	55,000円 （27,500）
C16		349,000円以上 397,000円未満	60,000円 （30,000）	59,000円 （29,500）
C17		397,000円以上	64,000円 （32,000）	62,900円 （31,400）

【C1～C5階層（所得割が57,700円未満の世帯に限る。）】
保護者と生計を一にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から左の金額、2人目は半額（カッコ内の金額）、3人目以降は0円

【C5～C17階層（所得割が57,700円以上の世帯）】
同一世帯に、「対象施設（※1）」に入所または支援を受けている就学前児童がいる場合は、その子のうち年齢の高い児童から1人目は左の金額、2人目は半額（カッコ内の金額）、3人目以降は0円

※ 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。

この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

※1 【対象施設】

- ・認可保育所
- ・幼稚園
- ・認定こども園
- ・地域型保育事業
- ・特別支援学校幼稚部
- ・児童心理治療施設
- ・児童発達支援センター
- ・企業主導型保育事業

令和7年度3号認定月額利用者負担（ひとり親等に該当する世帯）

階層区分			3号認定利用者負担（3歳未満）	
			保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B	A階層を除き市町村民 税の額の区分が次の区 分に該当する世帯	非課税世帯	0円	0円
C1		均等割の額のみ	4,600円	4,500円
C2	A階層を除き市町村民 税の所得割額の区分が 次の区分に該当する世 帯	10,000円未満	5,700円	5,600円
C3		10,000円以上 48,600円未満	6,500円	6,400円
C4		48,600円以上 57,300円未満	8,000円	7,800円
C5		57,300円以上 67,500円未満	9,000円	9,000円
C6		67,500円以上 77,101円未満 まで	9,000円	9,000円
C6～ C17	77,101円以上		ひとり親等以外の世帯の C6～C17階層と同様に算定	

【C1～C6階層
（所得割が
77,101円未満の
世帯に限る。）】
保護者と生計を一
にする子（年齢上
限なし）のうち、
年齢の高い児童か
ら左の金額、2人
目以降は0円

※ 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。

※ この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

<ひとり親等世帯とは次の世帯です。>

- ひとり親世帯
- 次の在宅障がい者（児）のいる世帯（保育料の算定にあたり手帳等の写しの提出が必要となります。）
 - 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当の支給対象児童
 - 国民年金の障害基礎年金等の受給者

小田原市内保育所一覧表

※掲載事項に変更が生じる場合があります。
令和7年（2025年）4月1日時点

区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員	開設時間（短時間保育）	保育年齢	延長	一時	南後児	電話番号 FAX番号
公立保育所	小田原市	下曽我保育園	250-0206 曽我原347	100	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16：00まで	4か月～	○			42-0951 42-0951
	小田原市	曽我保育園	250-0208 下大井104	45	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16：00まで	4か月～	○			42-2852 42-3323
	小田原市	豊川保育園	250-0862 成田654-5	65	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16：00まで	1歳～	○			36-4754 36-4754
	小田原市	早川保育園	250-0021 早川2-3-13	120	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16：00まで	4か月～	○			22-2710 22-2710
	小田原市	桜井保育園	250-0851 曽比2153-2	130	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16：00まで	4か月～	○			36-0710 36-0710
公私連携型保育所	社会福祉法人	上府中保育園	250-0215 千代694-1	90	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16：00まで	産休明け～	○			42-1642 42-7720
民間保育所	社会福祉法人	小田原愛児園	250-0004 浜町1-3-8	250	7:00～19:00（9:00～17:00） 土曜日は17：00まで	2歳～	○	○	○	22-3523 22-3524
	社会福祉法人	小田原乳児園	250-0004 浜町1-2-15	70	7:30～18:30（9:00～17:00） 土曜日は17：00まで	産休明け～1歳		○		22-3736 22-3524
	社会福祉法人	クレヨンの森保育園	250-0034 板橋544	70	7:00～18:30（8:30～16:30） 土曜日は16：00まで	3か月～	○			24-1352 22-9915
	一般財団法人	足柄保育園	250-0001 扇町2-17-2	90	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は8：30～16：30まで	産休明け～	○			34-2528 32-3770
	社会福祉法人	みゆき愛児園	250-0012 本町4-6-18	60	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は17：00まで	産休明け～	○			22-3722 22-3723
	社会福祉法人	中島保育園	250-0005 中町2-13-48	150	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は15：00まで	3か月～	○			22-4359 23-3635
	社会福祉法人	久野保育園	250-0055 久野1550	120	7:00～19:00（9:00～17:00） 土曜日は17：00まで	3か月～	○			35-2253 32-0245
	宗教法人	五百羅漢保育園	250-0001 扇町5-7-35	90	7:30～19:30（8:00～16:00） 土曜日は15：00まで	3か月～	○			34-3247 35-9470
	特定非営利活動法人	螢田愛児園	250-0865 蓮正寺783	50	7:00～19:00（7:30～15:30） 土曜日は15：30まで	6か月～	○			36-1914 37-3923
	社会福祉法人	荻窪保育園	250-0042 荻窪542-5	120	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16：00まで	産休明け～	○			34-4596 34-4596
	社会福祉法人	国府津保育園	256-0812 国府津3-11-25	120	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は18：00まで	産休明け～	○	○		47-3355 47-3354
	社会福祉法人	石塚保育園	256-0812 国府津2769	120	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は15：00まで	産休明け～	○			47-3367 47-3367
	特定非営利活動法人	さくら保育園	256-0816 酒匂6-6-30	90	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は17：00まで	産休明け～	○			47-6611 47-6614
	宗教法人	城前寺保育園（本園）	250-0206 曽我原230-1	95	7:00～19:00（8:00～16:00） 土曜日は7:30～15：30まで	産休明け～	○	○	○	41-4150 41-4649
	宗教法人	城前寺保育園 そが分園	250-0203 曽我岸132	20	7:30～19:00（8:00～16:00） 土曜日は15：30まで	1歳～3歳	○	○		41-1116 41-1126
	社会福祉法人	富水保育園	250-0852 栢山1946	120	7:00～19:00（8:00～16:00） 土曜日は17：30まで	3か月～	○			36-0531 36-0835
	社会福祉法人	西大友保育園（本園）	250-0212 西大友485-2	90	7:00～19:00（8:00～16：00） 土曜日は8:00～17：30まで	1歳～	○	○		36-4378 36-5660
	社会福祉法人	西大友保育園分園 みらい	250-0212 西大友470-1	20	7:00～19:00（8:00～16：00） 土曜日は8:00～17：30まで	産休明け～1歳	○	○		46-6222 36-5660
	社会福祉法人	下府中保育園	250-0872 中里184-6	80	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は16：00まで	産休明け～	○			47-8294 48-3430
	社会福祉法人	春光保育園	250-0874 鴨宮444	130	7:00～18:30（8:30～16:30） 土曜日は16：30まで	7か月～	○	○		48-5162 48-7164
	社会福祉法人	報徳保育園	250-0852 栢山880	100	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は18：00まで	3か月～	○	※1		36-0272 36-1619
	社会福祉法人	たんぼぼ保育園	250-0052 府川137-6	70	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は8:00～16：45	産休明け～	○			35-6505 35-5854
	社会福祉法人	桃重保育園	256-0815 小八幡4-1-13	90	7:00～19:00（8:30～16:30） 土曜日は18：00まで	産休明け～	○	○		48-6770 48-6777
	一般財団法人	南鴨宮あいじ園（本園）	250-0875 南鴨宮3-48-12	29	7:00～20:00（8:30～16:30） 土曜日と同じ	3歳～	○			49-3550 49-3550
	一般財団法人	南鴨宮あいじ園駅前分園	250-0875 南鴨宮3-48-7	24	7:00～20:00（8:30～16:30） 土曜日と同じ	5か月～2歳	○			42-9357 42-9358
	株式会社	お花畑保育園	250-0875 南鴨宮3-23-24	30	7:30～18:30（8:00～16:00） 土曜日は8：00～18：00	6か月～				46-0872 46-0873
	株式会社	保育園 大地	250-0853 堀之内458	45	7:30～19:00（9:00～17:00） 土曜日は8:30～15：00まで	10か月～	○			37-4619 37-4635
	株式会社	保育園 大空	250-0852 栢山3602-4	45	7:30～19:00（8:30～16:30） 土曜日は8:30～16：00まで	10か月～	○			25-5564 87-7959

※ 利用可能時間は、各保育所の開設時間の範囲内で、基本的に11時間（標準時間）または8時間（短時間）の利用となります。

※1 報徳保育園の一時預かりについては施設にお問い合わせください。

土曜日は平日とは開設時間が異なりますので、
ご注意ください。

小田原市内認定こども園、小規模保育事業一覧表

※掲載事項に変更が生じる場合があります。

令和7年（2025年）4月1日時点

区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員	開設時間（短時間保育）	保育年齢	延長	一時	病後児	電話番号 FAX番号
認定こども園	社会福祉法人	小田原みどり学園 （保育部）	250-0005 中町1-15-11	50	7:30 ～ 18:30（8:00 ～ 16:00） 土曜日は8:00～16：00まで	1歳～				23-2866 24-3986
	特定非営利活動法人	こひつじ学園 （保育部）	250-0854 飯田岡336	18	7:00 ～ 18:00（9:00 ～ 17:00） 土曜日は14：00まで	3歳～				36-1789 36-7386
	特定非営利活動法人	未来っ子幼児教育センター （保育部）	250-0875 南鴨宮1-5-40	65	7:30 ～ 18:30（8:30 ～ 16:30） 土曜日は8:00～13：00	1歳～				47-0319 47-0688
	社会福祉法人	山王保育園 （保育部）	250-0003 東町1-30-30	90	7:30 ～ 19:00（8:30 ～ 16:30） 土曜日は16：00まで	産休明け～	○	○		34-0380 35-4911
	学校法人	花園幼稚園 （保育部）	250-0013 南町2-2-45	20	8:00 ～ 18:00（8:30 ～ 16:30） 土曜日は開所しない	2歳～				22-8702 22-8702

- ※ ここに示した利用定員以外に教育利用の利用定員を設定しています。
- ※ 小田原市内の認定こども園は、民間のみです。
- ※ 利用可能時間は、各園の開設時間の範囲内で、基本的に11時間（標準時間）または8時間（短時間）の利用となります。実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各園にお問合せください。

令和7年（2025年）4月1日時点

区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員	開設時間（短時間保育）	保育年齢	延長	一時	病後児	電話番号 FAX番号
小規模保育事業	個人	矢作愛児園 【連携先：さら保育園】	250-0873 矢作17-9	19	7:00 ～ 19:00（9:00 ～ 17:00） 土曜日は16：00まで	産休明け～2歳	○			48-4144 48-5543
	株式会社	育みの家カンガルー栄町第1 【連携先】 小田原愛児園 新玉幼稚園 ※各施設の受入枠定員有	250-0011 栄町2-5-28	11	7:00 ～ 19:00（8:00 ～ 16:00） 土曜日は7:30～18：00	産休明け～2歳	○			23-1024 46-9656
	社会福祉法人	アミッチ保育園 【連携先：下府中保育園】	250-0872 中里183-8	19	7:00 ～ 19:00（8:30 ～ 16:30） 土曜日は16：00まで	産休明け～2歳	○			43-9226 43-9226
	社会福祉法人	たんぼぼの家 【連携先】 たんぼぼ保育園 こひつじ学園 ※各施設の受入枠定員有	250-0854 飯田岡454	19	7:00 ～ 18:00（8:30 ～ 16:30） 土曜日は8:00～16：45	産休明け～2歳				39-2010 39-2011
	株式会社	保育所モナミ桑原園 【連携先：豊川保育園】	250-0862 成田794-2	19	7:00 ～ 19:00（7:00 ～ 15:00） 土曜日はモナミ蓮正寺にて共同保育 ※詳細は施設にお問い合わせください	産休明け～2歳	○			43-7799 43-7799
	有限会社	ぎんがむら保育園しろやま 【連携先】 みゆき愛児園 中島保育園 荻窪保育園 ※各施設の受入枠定員有	250-0045 城山3-3-8	19	7:00 ～ 19:00（8:30 ～ 16:30） 土曜日は18：00まで	4か月～2歳	○			44-4215 44-4690
	株式会社	サンライズキッズ保育園 小田原園 【連携先】 桜井保育園 報徳保育園 富水保育園 保育園大地 ※各施設の受入枠定員有	250-0851 曾比1755-1	19	7:00 ～ 19:00（9:00 ～ 17:00） 土曜日は18：00まで	産休明け～2歳	○	○		050-5807-2229 20-3901
	株式会社	保育所モナミ蓮正寺園 【連携先】 友愛幼稚園 保育園大地 ※各施設の受入枠定員有	250-0865 蓮正寺103-5	19	7:00 ～ 19:00（7:00 ～ 15:00） 土曜日は18：00まで	産休明け～2歳	○	○		44-4600 44-4563
	特定非営利活動法人	おだわら・もあな保育園 【連携先】 下曽我保育園 国府津保育園 石塚保育園 桃重保育園 ※各施設の受入枠定員有	256-0812 国府津2-4-4	10	7:30 ～ 19:00（8:30 ～ 16:30） 土曜日は18：00まで	1歳～2歳	○			42-9990 42-9990
	株式会社	育みの家カンガルー久野第2 【連携先：久野保育園】	250-0055 久野860	19	7:00 ～ 19:00（8:00 ～ 16:00） 土曜日は7:30～18：00	産休明け～2歳	○	○		46-9215 46-9216
	特定非営利活動法人	豊川すずらん保育園 【連携先：豊川保育園】	250-0862 成田646-3	19	7:30 ～ 19:00（8:30 ～ 16:30） 土曜日は18：30まで	4か月～2歳	○	○		87-5625 87-5294
	有限会社	ぎんがむら保育園オダワラソダチ 【連携先】 久野保育園 御源瑞幼稚園 ※各施設の受入枠定員有	250-0045 城山1-6-32	19	7:30 ～ 19:00（8:30 ～ 16:30） 土曜日は18：00まで	4か月～2歳	○			59-0887 59-0887
	株式会社	エンジェルキッズ鴨宮園 【連携先】 さくら保育園 お花畑保育園 ※各施設の受入枠定員有	250-0875 南鴨宮3-22-9	19	7:00 ～ 19:00（8:30 ～ 16:30） 土曜日は18：00まで	産休明け～2歳	○	○		20-7677 20-7677

- ※ 小田原市内の小規模保育事業は、民間のみです。
- ※ 利用可能時間は、各施設の開設時間の範囲内で、基本的に11時間（標準時間）または8時間（短時間）の利用となります。実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各施設にお問合せください。
- ※ 保育年齢クラス終了後は、それぞれの連携先に入所することができます。
- ※ 育みの家カンガルー栄町第1、たんぼぼの家、サンライズキッズ保育園小田原園、保育所モナミ蓮正寺園、おだわら・もあな保育園、ぎんがむら保育園しろやま及びオダワラソダチ、エンジェルキッズ鴨宮園の連携先については、連携先ごとに受入枠の定員があるため、定員を上回る希望がある場合は、改めて入所選考を行い、連携先を決定いたします。

13.保育コンシェルジュ相談

保育コンシェルジュとは、保護者のニーズにあった保育サービスのアドバイスなどを行う、保育士資格を持った専門相談員です。保育所等の入所相談のほか、保育サービスに係るさまざまな情報をお伝えします。

※外出や、他の相談者の対応中の場合があるため、事前にお電話のご予約をお願いします。

※なお、利用申込みに当たり、次のような相談はお受けできませんのでご了承ください。

- ・入所の不承諾や保留を希望している
- ・市外からの申込みで小田原市に転入予定がない場合（お住まいの市区町村にご相談ください。）

【相談日時】	【相談場所】	【電話番号】
平日 9:00～12:00 13:00～17:00	小田原市役所 5階(赤通路) 保育課 窓口	0465-33-1451

【令和7年4月1次申込受付期間中の対応について】

1次申込の受付期間中は、お問い合わせが増えるため、ご相談の予約が取りづらくなります。
可能な限り、受付期間より前にご予約の上、ご相談ください。

★にほんご が むずかしいかたは、ごそうだん してください。

If you have difficulty reading Japanese, please come and consult us.

14.問い合わせ先（郵送先）

住 所：〒250-8555

小田原市荻窪 300 番地

小田原市子ども若者部 保育課 保育係（小田原市役所 5 階）

電 話：0465-33-1451

受付時間：8 時 30 分から 17 時 00 まで

